

部活動規程

（運営）

第1条 部活動の運営は、全て学校の指導方針に従わなければならない。

（設置）

第2条 設置する部は次のとおりとする。

- (1) 体育部 野球、剣道、卓球、ソフトテニス、バレーボール、ソフトボール、スキー
- (2) 文化部 吹奏楽、ふるさとデザイン、地域共生

（指導者の委嘱）

第3条 部活動の指導は顧問が行う。顧問は本校教員の中から校長が委嘱する。

2 外部指導者を招くときは、顧問をとおして校長の許可を得る。

（活動方針等）

第4条 各部顧問は、各部の活動方針並びに年間の活動計画及び活動実績を作成し、校長の許可を得てホームページで公開する。

2 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

（実施上の注意等）

第5条 各部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

2 熱中症事故防止の観点から、気象庁・環境省等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を行う。その際、活動時間の変更や活動の中止等も視野に入れて、柔軟に対応する。

3 特別警報等が発令された場合は、学校の規定に準じ対応する。

（生徒の所属）

第6条 生徒は、いずれかの部に属することを原則とする。また、事前に許可されている部の兼部は認める。

2 転部・退部は自由であるが、顧問と部門長に理由を申し出て、了承を得たのち、ホームルーム担任に連絡する。

3 生徒会執行部は、毎学期はじめに登録部員の調査を行い部員数の把握をする。

（組織）

第7条 各部は顧問の指導の下に、部員の中から部長・副部長を選出する。

（停止・廃止）

第8条 次の事項に該当する部が生じた場合は、部活動の停止又は部の廃止について顧問会議・職員会議の審議を経て、校長が決定する。

- (1) 部員または部が、本校の名誉を著しく傷つけた場合
- (2) 部員が極端に少なくなったり、活動が活発に行われない場合
- (3) 部の管理運営が十分でない場合

（新設）

第9条 部を新設するときは、次の手続きを経なければならない。

- (1) 参加生徒の責任者が、生徒会長に設置申請書を提出する。
 - (2) 生徒会の部門会議及び顧問会議の審議を経て、職員会議に諮り、校長が決定する。
- 2 部としての設置が認められても、1年間は同好会として活動したのち、改めて前項の手続きを経て、正式に部を設置する。

(活動時間)

第10条 各部活動における活動時間については、生徒や地域の実態及び競技の特性や活動環境、学校運営の実情等を考慮し、次のとおりとする。

- (1) 平日の場合、1日の活動時間は、年間を通して平均2時間程度とする。始業前は8:15まで、放課後は以下のとおりとする。

ア 3月～10月 18:30まで イ 11月～2月 17:30まで

- (2) 休業日の場合、1日の活動時間は、年間を通して平均3時間程度とする。(練習試合等特別な場合は、除く。)ただし、17:00までとする。

- (3) 対外試合に向けての活動など、必要と認められた場合は活動時間の延長を許可する。上記の時間から1時間以内とし、顧問が下校時間延長願を提出する。

- (4) 考査発表の日から考査終了までは、学習時間を確保するために以下のとおり活動時間を制限する。

ア 考査3日前まで 3月～10月 18:00まで 11月～2月 17:30まで

イ 考査2日前から 全面禁止

ウ 考 査 中 2時間以内

(休養日の設定)

第11条 各部活動における休養日については、生徒や地域の実態及び競技の特性や活動環境、学校運営の実情等を考慮し、次のとおりとする。

- (1) 年間をとおして、平均で週当たり2日程度の休養日を設ける。1週のうち、平日に1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)に1日を休養日とする。週末に大会・練習試合等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

- (2) 長期休業期間中には、各部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、3～5日程度の連続する休養日を設ける。

(予算)

第12条 各部に割り当てられる生徒会予算(部費)は、年度始めに生徒総会で審議し、校長の承認を得て決定される。

- 2 部活動に必要な物品の購入及び支払いは顧問をとおして行う。

- 3 原則として、ユニフォームや靴など個人が身に付ける物品に部費を使ってはならない。

- 4 生徒会予算の支出を受ける場合は、購入伺で決済を受けたのち、「生徒会費請求書」に請求書を添えて生徒課へ提出する。

- 5 同好会は生徒会の予算措置を受けることができない。

- 6 その他活動に必要な物品の購入については、顧問の申し出により生徒課と関係者において審議し、校長が決定する。

(部室の利用)

第13条 前条の活動時間以外に、部室を出入りしてはならない。

- 2 部員以外の生徒が出入りしてはならない。

- 3 部活動に必要なでない物(教科書その他の私物)を部室に保管してはならない。

(社会体育等で活動する生徒の大会参加)

第14条 社会体育及び文化団体等で継続的に活動している生徒が各種大会等への参加を希望する場合、その活動状況を考慮し、参加できるよう顧問を配置し、本校の部活動と同様の取扱い(参加申込み・引率等)を行う。